

国は、原材料価格の高騰により経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障をきたしている中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とした全国統一の保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（以下「本保証制度」という）を創設し、取り扱いの開始を予定しております。

「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の概要について

制度名	原材料価格高騰対応緊急保証（略称「全国緊急」）
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた特定中小企業者
保証限度額	■普通保険2億円 ■無担保保険8,000万円 ■特別小口保険1,250万円 ■中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円 （注）上記金額は一般保証の別枠。 ただし、既存の経営安定関連保証の残高とあわせての限度額。
対象資金	経営安定に必要な事業資金
保証料率	年0.7%
申込添付書類	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定書
責任共有制度	対象外
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
貸付利率	金融機関所定
償還方法	原則として均等分割返済
担保・保証人	（担保）必要に応じて徴求 （保証人）原則、法人代表者以外不要
取扱期間	平成20年10月〇〇日より平成22年3月31日まで